

令和8年10月1日改訂

合葬式墓所 合葬墓 虹の丘

申込みのご案内



飯盛霊園広報キャラクター
虹の丘 ゆめ



飯 盛 霊 園 組 合

守口市・門真市・大東市・四條畷市

TEL 0743-78-1195 FAX 0743-78-1196

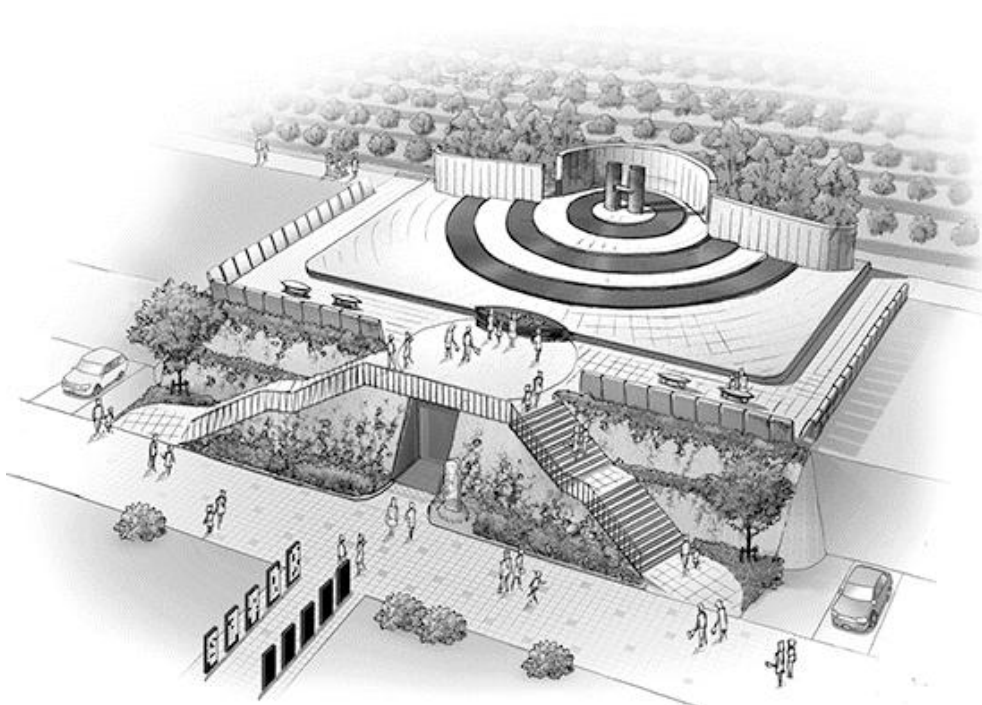
<https://www.iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp>

目 次

施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
申込区分、申込方法及び必要書類について・・・・・・・・	3
申請者の資格について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
使用の区分について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
使用料について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
埋蔵について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
記名板について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
申請書の記入について・・・・・・・・・・・・・・・・	7～9
使用料のお支払いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	10～11
使用許可書について・・・・・・・・・・・・・・・・	12
申請から埋蔵までの手続について・・・・・・・・	13
ふるさと納税による申込方法について・・・・・・・・	14
埋蔵手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・	15
遺骨の改葬について・・・・・・・・・・・・・・・・	15
墓参について・・・・・・・・・・・・・・・・	15
墓所位置照会について・・・・・・・・・・・・・・・・	16
個人情報の取扱いについて・・・・・・・・	16
その他・・・・・・・・・・・・・・・・	16
飯盛霊園条例（抜粋）・・・・・・・・	17

施設の概要

名称	合葬式墓所 合葬墓「虹の丘」								
運営主体	飯盛霊園組合 (守口市、門真市、大東市及び四條畷市の一部事務組合)								
所在地	大阪府四條畷市大字下田原 448 番地 飯盛霊園								
供用開始	平成 19 年 4 月 10 日								
敷地面積	904.5 m ²								
構造	鉄筋コンクリート造 地下 1 階建								
規模	<table> <tr> <td>合葬</td><td>約 20,000 体</td></tr> <tr> <td>個別安置</td><td>5,000 体</td></tr> <tr> <td>記名板 (モニュメント周囲)</td><td>5,180 件</td></tr> <tr> <td>記名板 (参道)</td><td>6,504 件</td></tr> </table>	合葬	約 20,000 体	個別安置	5,000 体	記名板 (モニュメント周囲)	5,180 件	記名板 (参道)	6,504 件
合葬	約 20,000 体								
個別安置	5,000 体								
記名板 (モニュメント周囲)	5,180 件								
記名板 (参道)	6,504 件								



申込区分、申込方法及び必要書類について

個人ごとに申込みしてください。

申込区分は、申請者が将来使用するための「生前予約」での申込みと、既に所持されている遺骨を埋蔵するための「遺骨所持」の申込みがあります。

申込みに必要な書類は、申込区分により異なります。

申込みの際は、次表の「申込必要書類」を郵送又は持参してください。

【注意】申込みと使用料の納付を同時に行うことはできません。（13 ページ参照）

申込区分	申込必要書類
生前予約	① 合葬式墓所使用許可申請書
	② 注意事項確認・誓約書
	③ 本人確認書類（現住所や生年月日が確認できる公的機関発行の書類）のコピー（申請者の住民票（発行日から3ヵ月以内のもの）、運転免許証、マイナンバーカード表面※（顔写真、氏名、住所）等いずれか1点）
遺骨所持	① 合葬式墓所使用許可申請書
	② 注意事項確認・誓約書
	③ 本人確認書類（現住所や生年月日が確認できる公的機関発行の書類）のコピー（申請者の住民票（発行日から3ヵ月以内のもの）、運転免許証、マイナンバーカード表面※（顔写真、氏名、住所）等いずれか1点）
	④ 所持されている焼骨の証明書類のコピー（火葬許可証・埋蔵証明書、改葬許可証等）

※マイナンバーカード裏面の個人番号をコピーされますと受理できませんのでご注意ください

- ・ふるさと納税による申込みについては14 ページを参照してください。
 - ・生前予約の場合は、ご自身の死後、埋蔵手続を依頼する方に、使用許可書のコピーを渡すなどし、遺骨を確実に持参していただくようにしておいてください。
 - ・飯盛霊園の墓所を返還して虹の丘の申込みをされる方につきましては、事前に組合管理課までご相談ください。
 - ・他の墓所等から遺骨を改葬する申請につきましても、1 体につき1 件の申込みとなります。
- ※改葬手続については15 ページを参照してください。

申請者の資格について

合葬墓「虹の丘」は、どなたでも申込みすることができますが、資格により使用料が変わります。

資格	要 件
資格 1	(1) 関係市（守口市・門真市・大東市・四條畷市）に住所を有する者
	(2) 死亡時において関係市に住所を有していた者の焼骨を所持する者
	(3) 飯盛霊園の個別墓所の使用者
資格 2	資格 1 以外の方

使用の区分について

個別安置施設、記名板を希望される方は、合葬施設の使用に加えて任意で個別安置施設と記名板の使用の申込みをすることができます。

各使用区分の詳細については 5、6 ページを参照してください。

使用の区分		概要
必須	合葬施設	骨つぼから焼骨を取り出して埋蔵します
任意 (希望者のみ)	個別安置施設※	骨つぼのまま個別に 10 年間安置してから合葬施設に埋蔵します
	記名板※	無垢石の記名板に氏名等を直接刻字します
	連続記名	記名の刻字箇所を上下に連続して確保することを保証します (希望者が同時に使用許可されることが条件となります)

※個別安置及び記名の位置を指定することはできません。使用許可時に自動的に決定します。

使用料について

■各区分の使用料

使用の区分		使用料（1 体あたり）（税込）	
		資格 1	資格 2
必須	合葬施設	65,000 円	75,000 円
任意	個別安置施設（10 年分）	65,000 円	98,000 円
	記名板	137,000 円	206,000 円
	連続記名（記名の追加費用）	13,700 円	20,600 円

■個別安置施設（10 年分）延長（申込は個別安置施設の使用許可期間が満了するまでに限る）

使用の区分		使用料（1 体あたり）（税込）	
		資格 1	資格 2
任意	個別安置施設（10 年分）ごと	65,000 円	98,000 円

■使用料の金額合計表（区分を合算した使用料）

使用の区分	使用料合計（1 体あたり）（税込）	
	資格 1	資格 2
合葬施設	65,000 円	75,000 円
合葬施設・個別安置施設	130,000 円	173,000 円
合葬施設・記名板（単独記名）	202,000 円	281,000 円
合葬施設・記名板（連続記名）	215,700 円	301,600 円
合葬施設・個別安置施設・記名板（単独記名）	267,000 円	379,000 円
合葬施設・個別安置施設・記名板（連続記名）	280,700 円	399,600 円

埋蔵について

埋蔵は組合が行います。合葬施設・個別安置施設に立ち入ることはできません。
埋蔵に立ち会うことはできません。

【合葬施設】

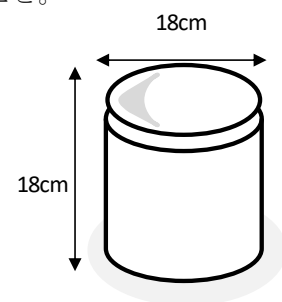
- ・骨つぼから焼骨を取り出して埋蔵します。合葬後に焼骨を取り出すことはできません。
- ・虹の丘には火葬した遺骨でないと埋蔵することができません。土葬していた遺骨を改葬する場合は、必ず火葬してください。
- ・埋蔵する日、位置を指定することはできません。
- ・故人の記念品等、副葬品を埋蔵することはできません。

【個別安置施設】

- ・個別安置する位置を指定することはできません。使用許可時に自動的に位置を決定します。
- ・個別安置の位置は使用許可書に記載します。
- ・骨つぼの状態で10年間個別に安置します。
- ・分骨された小さい骨つぼがある場合は合わせて安置することが可能です。
- ・骨つぼに入りきらない遺骨は別の容器に入れてご持参ください。個別安置時に先に合葬します。

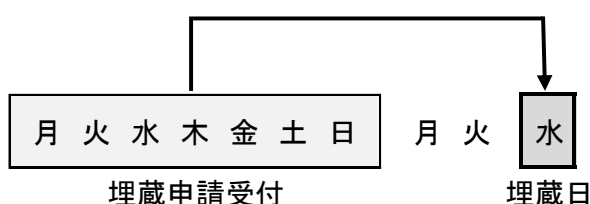
・個別安置施設使用許可期間・・・使用許可の日から10年間

- ・使用許可期間は使用許可日からの年数であり、死亡時や埋蔵時からの年数ではありません。
- ・生前予約申込の場合、個別安置施設に埋蔵しないで使用許可期間が満了する場合があります。
- ・個別安置使用許可期間は10年毎に延長可能ですが、期間満了までに申請いただく必要があります。
- ・使用許可期間延長の申請がない場合は、使用許可期間の満了後、組合にて合葬します。
- ・個別安置使用許可期間満了の通知は行いません。
- ・使用許可期間を短縮し合葬することは、お申し出により可能です。
- ・個別安置する骨つぼについての基準
 - (1) 幅、奥行及び高さが、それぞれ18センチメートル以下であること。
 - (2) 材質が陶磁器その他焼骨の埋蔵に適したものであること。
 - (3) 外装を施していないこと。



■埋蔵日

虹の丘への埋蔵は、埋蔵申請を受理した週（月曜日から日曜日まで）の翌水曜日に実施します。



※埋蔵日が祝日・年末年始等の場合は変更します。

記名板について

無垢石の記名板に氏名等を直接刻字します。

記名する位置を指定することはできません。使用許可時に刻字する位置を自動的に決定します。

決定された位置を変更することはできません。



■刻字の内容

- ・ 氏名、生年月日及び死亡年月日（刻字事項が特定できない方の刻字はできません）
- ・ 刻字する文字や字体を指定することはできません。

■連続記名

- ・ 複数名で記名板を申込みされた場合に、刻字する位置が離れることなく上下に接して確保することを保証します。
- ・ 連続記名を希望する方は、全員同時に申請し使用許可されることが条件です。可能な限り全員が同時に入金されるようお願いいたします。別々に支払いを行うと使用許可日が同一にならないことがあります。
- ・ 連続記名で申込みされている場合は、希望者全員の入金を確認できるまでは保留となり、使用許可書を送付しません。

■注意事項

- ・ 刻字は埋蔵手続き後に行います（原則として埋蔵手続きを受理した月の翌月末）。
- ・ 連続記名を申込みしない場合、同時に申込みや支払いをされた場合でも、記名位置が離れることがあります。

■記名板使用を追加したい場合（合葬使用許可後に追加で記名をしたい場合）

記名板使用許可の追加申請が必要です。希望される場合は組合までお問合せください。

申請書の記入について（記入例）

様式第9号

（記入例） 合葬式墓所 使用許可申請書（合葬墓「虹の丘」）

飯盛霊園組合 管理者 宛

令和 8 年 10 月 1 日

次のとおり合葬式墓所を使用したいので、飯盛霊園組合合葬式墓所使用規則第3条の規定により、申請します。

2	申請者	住所	〒 575 - 0012 大阪府四條畷市〇丁目△番口号 アンドリュー・ワイルズ飯盛 〇〇号			
	(フリガナ) 氏名	イモリ タロウ 飯盛 太郎	生年月日	大昭和 40 年 4 月 11 日		
3	納入通知書送付先 (申請者住所以外に送付を希望する場合に記入)	☐ 同時申請者(氏名 :) ☐ 下記の者 住所 : 〒 - 氏名 : 電話番号 :				
4	申請資格	資格1	☒ 関係市(守口市・門真市・大東市・四條畷市) の住民 ☐ 死亡時において関係市に住所を有していた者の焼骨を所持する者 ☐ 飯盛霊園の個別墓所使用者(墓所 区 列 号)(許可番号 第 号)			
		資格2	資格1以外			
5	申込区分	1	生前予約申込	埋蔵予定者 : 申請者本人		
		2	遺骨所持申込	埋蔵予定者氏名 :		
6	使用区分	使用区分		使用料(1体あたり)		
				資格1	資格2	
		1	合葬施設	65,000円	75,000円	
		2	合葬施設・個別安置施設(10年分)	130,000円	173,000円	
		3※	ア	合葬施設・記名板(単独)	202,000円	281,000円
			イ	合葬施設・記名板(連続)	215,700円	301,600円
4※	ア	合葬施設・個別安置施設(10年分)・記名板(単独)	267,000円	379,000円		
	イ	合葬施設・個別安置施設(10年分)・記名板(連続)	280,700円	399,600円		

※ 使用区分「3」又は「4」を選択された方は、裏面も記入してください。

裏面 申込みのアンケートに お願いいたします

30万円を超えるものは
コンビニ・スマホ決済
非対応

① 申込日

提出する年月日を記入してください。

② 申請者

- ・申込みされる方（申請者）の郵便番号、住所、氏名、フリガナ、生年月日、電話番号を記入してください。
- ・住所は申請者の住民票の写しなどの添付書類の記載どおりに番地まで記入してください。
マンション名などがある場合は、住所の後に記入してください。

③ 納入通知書送付先

- ・同時に申請された方が同一の住所の場合、納入通知書は原則 1 つの封筒に入れて送付します。
- ・同時に申請された別住所の方に送付を希望する場合、「同時申請者」に☑をし、氏名を記入してください。
- ・その他の送付先を希望される場合は、「下記の者」に☑し、送付先の郵便番号、住所、氏名、電話番号をご記入ください。

※使用許可書は申請者本人に送付いたします。

④ 申請資格

次のいずれかに該当する場合は、「資格 1」を○で囲んでください。

- ・申請者が関係市（守口市・門真市・大東市・四條畷市）の住民の場合
- ・埋蔵予定者が死亡時において関係市に住所を有していた場合
- ・申請者が飯盛霊園の個別墓所使用者の場合

※使用墓所の「墓所番号」と「許可番号」を記入してください。

- ・上記（資格 1）に該当しない場合は、「資格 2」を○で囲んでください。

⑤ 申込区分

- ・申請者が、ご自身の将来のために申込みをされる場合（生前予約申込）は、「1」を○で囲んでください。
- ・現在、所持している遺骨（他の墓所に納骨等されている場合を含みます。）を埋蔵するための申込みをされる場合（遺骨所持申込）は、「2」を○で囲み、「埋蔵予定者の氏名、フリガナ及び申請者からみた続柄」を記入してください。

⑥ 使用区分

- ・1～4のいずれかを○で囲んでください。
- ・「3」又は「4」を選択の場合は、「ア」（単独）又は「イ」（連続）を○で囲み、申請書裏面も記入してください。

使用区分3・4記名申込の詳細

7 ■ 単独記名（使用区分3・4で【ア】を選択した場合）

方向	順番	氏名	生年月日	死亡年月日(遺骨所持申込)
			明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日

8 ■ 連続記名の記名順(使用区分3・4で【イ】を選択した場合)

(複数の方の記名が必ず連続するように記名位置を決定します)

☐ 別添同時申請の申請書のとおり ☒ の場合は下記の記入は不要

方向	順番	氏名	生年月日	死亡年月日(遺骨所持申込)
上	1	飯盛 太郎	明・大・昭・平・令 40 年 4 月 11 日	明・大・昭・平・令 生前予約は不要
	2	飯盛 花子	明・大・昭・平・令 45 年 8 月 20 日	明・大・昭・平・令 7 年 5 月 1 日

9 ■ 申込みのアンケート(ご協力をお願いします)

飯盛霊園合葬式墓所(合葬墓虹の丘)をどこで知りましたか？

☒ 市広報誌 ☐ 新聞 ☐ WEBサイト(HP・WEB広告・WEB記事など) ☐ SNS(X・Instagramなど)
☐ 親族・知人などの紹介 ☐ その他 ()

ご協力ありがとうございました

⑦ 単独記名記入欄（表面アを選択した場合）

申請書表面の使用区分「3のア」又は「4のア」（単独）を選択された場合

- ・生前予約申込の場合は、申請者の氏名、生年月日を記入してください。
- ・遺骨所持申込の場合は、埋蔵予定者の氏名、生年月日、死亡日を記入してください。

⑧ 連続記名の記名順記入欄（表面のイを選択した場合）

申請書表面の使用区分「3のイ」又は「4のイ」（連続）を選択された場合

- ・記名を希望する順番に上記のとおり記入してください。（記入例では2名を連続記名する場合）
- ・生前予約申込の場合は、申請者の氏名、生年月日を記入してください。
- ・遺骨所持申込の場合は、埋蔵予定者の氏名、生年月日、死亡日を記入してください。
- ・連続記名の順番は、いずれか1名の申請書の【連続記名の記名順】に記入し、それ以外の方は「☐別添同時申請の申請書のとおり」に☒を入れてください。

⑨ アンケート記入欄

当てはまる項目に☒を入れてください。

使用料のお支払いについて

合葬式墓所使用許可申請書による申込後、書類審査が完了しましたら「納入通知書」を送付します。
納入期限までに 11 ページ記載の納付場所にて納付してください。

飯盛堂組合 堂園事業特別会計 納入通知書	
〒 575-0012 大阪府四條畷市下田原	令和7年11月10日発行
飯盛 太郎 様 	
この度申込いただきました、合葬墓「紅の丘」使用料の納入通知書を送付いたします。  合葬墓「紅の丘」 下記のとおり納付してください。 飯盛堂組合 管理者	
(税込)	

令和7年度歳入	紅の丘使用料
款：使用料及手数料 項：使用料 目：堂園使用料 節：墓地使用料 細節：紅の丘使用料	
金額	受付№
納入期限	使用箇所 合葬墓「紅の丘」
上記使用料を納入されますと、合葬墓「紅の丘」使用許可書を交付します。	

納付場所

- 飯盛堂組合
- 下記の取扱金融機関の本店又は支店
りそな銀行、三井住友銀行、関西みらい銀行
大阪東部農業協同組合
- 下記のコンビニエンスストアの全国の店舗
セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、ポ
プラ（生活彩家・くらしハウス・スリーニート）、セイヨーマート、ハ
マナスクラブ、デイリーヤマザキ（ヤマザキデイリーストアー・ヤマ
ザキスペシャルパートナーシップ・ニューヤマザキデイリーストア）、
100円ショップ
- スマホ決済アプリで納付
アプリで納入通知書のバーコードを読み取って納付いただけます。
Payto、楽天銀行、PayPay、au Pay、d払い、ファミペイ

※1～3については、スマホ決済アプリでの納付はできません。
 ※3、4ともに納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
 （ファミペイは10万円を超えるもの）は取扱いできません。
 ※3、4ともに納入期限を過ぎた納入通知書は取扱いできません。

お問い合わせ先
 〒 575-0012 大阪府四條畷市大字下田原448番地
 飯盛堂組合 管理課
 電話 0743-78-1195

飯盛重組 重組事業特別会計 納入済通知書 (組合・CIS等本部用)		飯盛重組 重組事業特別会計 領収証書 (金融機関・CIS等店舗用)		飯盛重組 重組事業特別会計 領収証書 (納入者用)																														
令和7年11月10日発行		令和7年11月10日発行		令和7年11月10日発行																														
飯盛 太郎 様納		飯盛 太郎 様納		飯盛 太郎 様																														
公金収納取りまとめ金融機関 りそな銀行 西福岡支店		No.		No.																														
(税込)		(税込)		(税込)																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">金 額</td> <td style="width: 40%;">令和7年度歳入</td> <td style="width: 40%;">紅の丘使用料</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 款: 使用料及手数料 項: 使用料 目: 重組使用料 節: 重組使用料 細節: 紅の丘使用料 </td> </tr> <tr> <td> 納入期限 令和7年12月31日 (合)・(塵)・(記) </td> <td>受付%</td> <td>測定番号</td> </tr> </table>		金 額	令和7年度歳入	紅の丘使用料	款: 使用料及手数料 項: 使用料 目: 重組使用料 節: 重組使用料 細節: 紅の丘使用料			納入期限 令和7年12月31日 (合)・(塵)・(記)	受付%	測定番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">令和7年度歳入</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">紅の丘使用料 (合)・(塵)・(記)</td> </tr> <tr> <td>測定番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納入期限</td> <td></td> </tr> </table>		令和7年度歳入		紅の丘使用料 (合)・(塵)・(記)		測定番号		金 額		納入期限		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">令和7年度歳入</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">紅の丘使用料 (合)・(塵)・(記)</td> </tr> <tr> <td>測定番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納入期限</td> <td></td> </tr> </table>		令和7年度歳入		紅の丘使用料 (合)・(塵)・(記)		測定番号		金 額		納入期限	
金 額	令和7年度歳入	紅の丘使用料																																
款: 使用料及手数料 項: 使用料 目: 重組使用料 節: 重組使用料 細節: 紅の丘使用料																																		
納入期限 令和7年12月31日 (合)・(塵)・(記)	受付%	測定番号																																
令和7年度歳入																																		
紅の丘使用料 (合)・(塵)・(記)																																		
測定番号																																		
金 額																																		
納入期限																																		
令和7年度歳入																																		
紅の丘使用料 (合)・(塵)・(記)																																		
測定番号																																		
金 額																																		
納入期限																																		
上記使用料を納入されますと、合葬墓「紅の丘」使用許可書を交付します。																																		
(ご注意) パーコードに原本がないもの、破損がでないもの、納入期限過ぎたもの、金額を訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。																																		
CIS等収納用		領収日付印		領収日付印																														
 (91)548567-3203300395925111000050- 260331-0-208840-4 上記のとおり領収しましたので通知します。 飯盛重組 会計管理室 まで																																		
収納代行会社: りそな決済サービス株式会社				上記金額領収しました。 飯盛重組 会計管理室 宛附い合わせ先は裏面に記載しております。																														

※納入期限内に納付されなかった場合は申請が無効になります。

■納付場所

(1) 飯盛霊園組合の窓口（現金）

(2) 取扱金融機関の本店又は支店（現金）

- ・りそな銀行 三井住友銀行 ・関西みらい銀行 ・大阪東部農業協同組合

(3) コンビニエンスストアの全国の店舗（現金）

- ・セブン-イレブン
- ・ローソン
- ・ファミリーマート
- ・ミニストップ
- ・ポプラ ・生活彩家 ・くらしハウス ・スリーエイト
- ・セイコーマート ・ハマナスクラブ
- ・デイリーヤマザキ ・ヤマザキデイリーストアー
- ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ ・ニューヤマザキデイリーストア
- ・MMK 設置店

※MMK 設置店とは MMK(マルチメディアキオスク)端末が設置されているスーパーマーケットやドラッグストア等の店舗です。

(4) スマホ決済

利用できるスマホ決済アプリ

- ・PayB
- ・楽天銀行
- ・PayPay
- ・au Pay
- ・楽天ペイ
- ・d 払い
- ・ファミペイ

※ 各アプリで納入通知書のバーコードを読み取って支払うことができます。

※ 各アプリにより納付方法が異なりますので、詳しい支払方法等については各アプリのHP等でご確認ください。

■コンビニ・スマホ決済で納付ができないもの

- ・納入通知書 **1枚当たりの金額が 30 万円を超えるもの**
- ・納入通知書に記載の納入期限を過ぎたもの
- ・納入通知書にバーコードが印刷されていないもの
- ・破損、汚損などによりバーコードを読み取りできないもの

■スマホ決済での注意事項

- ・アプリのインストールと利用登録が必要です。
- ・手数料は発生しませんが、通信料は利用者負担となります。
- ・領収証書は発行されません。アプリの納入履歴や支払口座の取引明細等で確認してください。
- ・**領収印のない納入通知書が手元に残りますので、二重支払いにご注意ください。**

■使用許可となるまでの日数（入金反映されるまでの日数）

- ・飯盛霊園組合の窓口：原則として即日
- ・取扱金融機関の本店又は支店・コンビニ・スマホ決済：**約3週間**

※金融機関等でのお支払いの場合、入金反映され使用許可書がお手元に届くまで相当の日数を要しますので、お急ぎの方は「(1)飯盛霊園組合の窓口」で納付されることをお勧めします。

使用許可書について

使用料の納付を確認後、使用許可した証として使用許可書を交付します。埋蔵手続の際にご提示ください。

使用許可書(見本)

様式第4号（第6条関係）

合葬墓「虹の丘」使用許可書

許可番号	
使用許可年月日	
使用者住所	
使用者氏名	
生年月日	
申込区分	
使用区分	
使用料	合葬
	個別安置
	記名
	合計
隣接安置、記名	
埋蔵予定者氏名	

上記のとおり虹の丘の使用を許可したことの証として本書を交付します。

飯 盛 霊 園 組 合

管 理 者

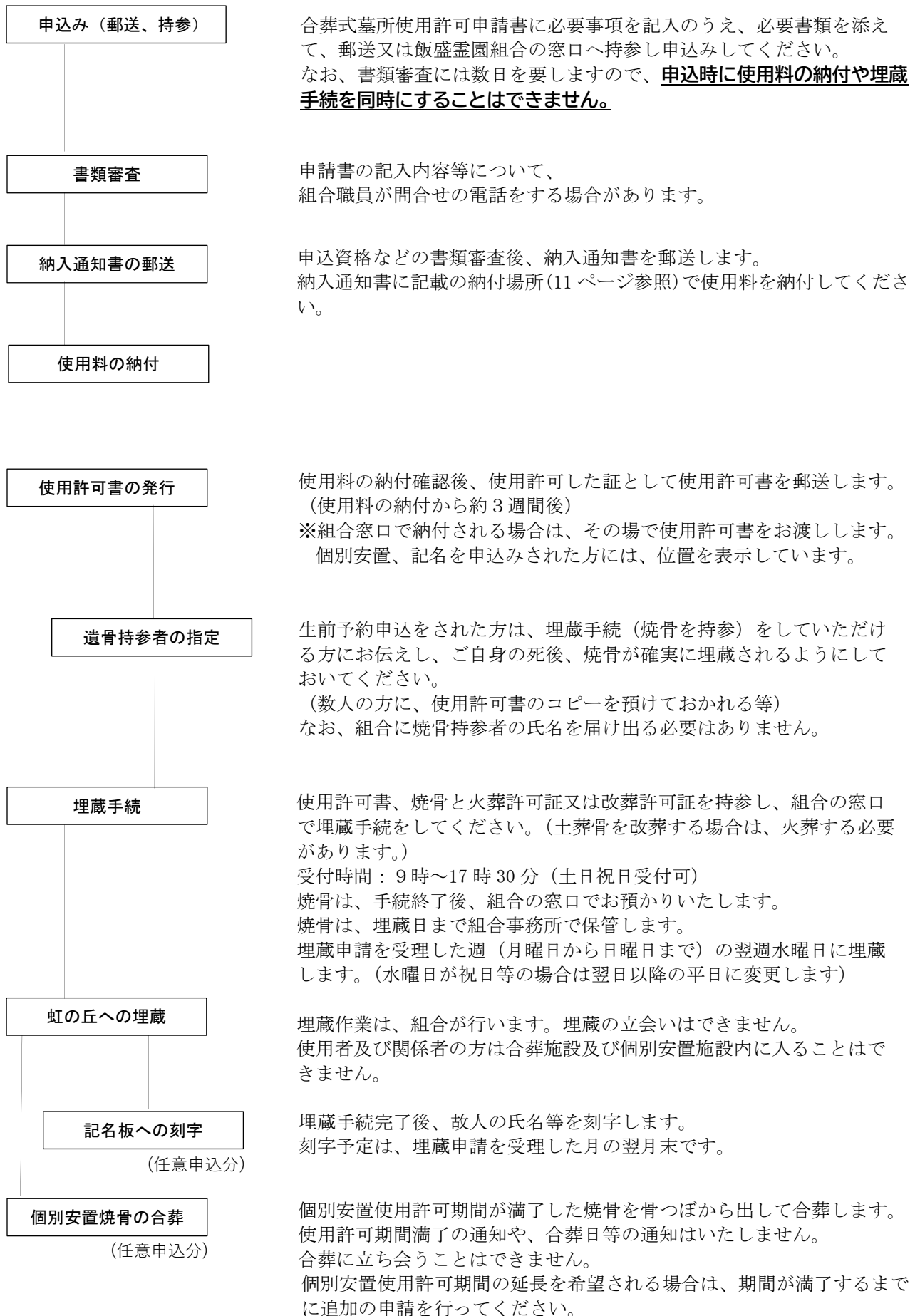
575-0012

大阪府四條畷市大字下田原448番地

飯盛 太郎

様

申請から埋蔵までの手続について



ふるさと納税による申込方法について

関係市(守口市、門真市、大東市、四條畷市)の各ふるさと納税ポータルサイトから申込みができます。

	守口市	門真市	大東市	四條畷市
掲載サイト	ふるさとチョイス ふるなび ふるさとプレミアム 楽天	ふるさとチョイス ふるなび 楽天 ANA マイナビふるさと納税 ふるさと納税百選 JRE MALL ふるさと納税	ふるさとチョイス ふるなび ふるさとプレミアム 楽天	さとふる ふるさとチョイス

※寄附金額は掲載サイトでご確認ください。

■ふるさと納税を利用してお申込みされる場合の流れ

(1) ふるさと納税ポータルサイトからお申込みください。

※お申込みの前に、必ず飯盛霊園組合までご連絡ください。

(2) 使用許可申請書や案内書類を組合からお送りします。

(3) 使用許可申請書と必要書類をご提出ください。

※申請書の有効期限は発行日から1年以内です。期限内にご提出ください。

※必要書類の詳細は3ページをご覧ください。

(4) 使用許可書を郵送いたします。

■ふるさと納税をご利用される際の注意事項

- ・関係市（守口市・門真市・大東市・四條畷市）の方は、ご自身がお住まいの市以外の関係市のふるさと納税返礼品から合葬墓「虹の丘」をお選びください。

（お住まいの市へのふるさと納税では返礼品を受け取ることができません。）

- ・ふるさと納税を通じて申込みできる使用区分は「合葬」のみです。
個別安置、記名および連名保証を希望される場合は、追加申請が必要です。
- ・寄附申込後にお送りする使用許可申請書は、1年以内にご返送ください。
- ・使用料（寄附金）がふるさと納税ポータルサイトから組合へ入金されるまでに時間を要するため、使用許可申請書のご提出から使用許可書の発送までに2か月程度かかる場合があります。
- ・使用許可後の使用料（寄附金）の返還はできません。

埋蔵手続きについて

- ・使用許可後に埋蔵申請を受け付けます。
- ・お預かりした焼骨は、埋蔵日まで組合事務所で保管します。
- ・埋蔵日は毎週水曜日です（祝日・年末年始等に変更となります）。
- ・埋蔵申請を受理した週（月～日）の翌週水曜日に埋蔵を実施します。
- ・埋蔵の立会いはできません。
- ・埋蔵後の焼骨の返還はできません。

遺骨の改葬（他の墓地等から遺骨を移されるとき）について

すでに墓地や納骨堂に埋蔵、収蔵されている遺骨を他の墓地等に移すことを「改葬」といい、「改葬許可証」が必要となります。

改葬許可証は、現在遺骨がある墓地や納骨堂が所在する市町村役場が発行しますので、申請手続きについては、各市町村役場にお問い合わせください。

【他の墓地や納骨堂から飯盛霊園への改葬手続き】

（１）「改葬許可申請書」の入手

現在遺骨が納骨されている墓地の所在する市区町村で「改葬許可申請書」の用紙を入手する。

（２）「埋蔵（収蔵）証明書」の入手

現在、遺骨が納骨されている墓地等の管理者から「埋蔵（収蔵）証明書」を入手する。

※改葬許可申請書に証明欄がある場合もあります。

（３）改葬許可の申請

現在、遺骨が納骨されている墓地等の所在する市区町村で「埋蔵（収蔵）証明書」を添付し、改葬許可の申請をして、「改葬許可証」の交付を受ける。

※遺骨の改葬先の確認を求められた場合は合葬墓「虹の丘」使用許可書を提示してください。

※受入証明書の提出が必要な場合は、本組合にお問い合わせください。

（４）焼骨の引き取り

遺骨が埋蔵されている墓地等の管理者に「改葬許可証」を提示し、遺骨を引き取る。

※土葬骨の場合は火葬場で火葬してください。

（５）焼骨の埋蔵

飯盛霊園で埋蔵手続きをして、焼骨を埋蔵する。

墓参について

- ・モニュメント正面の献花台でお参りしてください。
お供えいただいたお花は、毎日（17時頃）組合が整理・撤去いたします。
- ・線香を使用される場合は、献花台前面の香炉台をご利用ください。
- ・ローソクの使用はできません。
- ・供物やコップ類などを放置することはご遠慮ください。
カラスや野生動物による被害防止のため、お花以外のものは必ずお持ち帰りください。
- ・多くの方でお参りを行う場合は、他の参拝者へのご配慮をお願いします。

- ・モニュメントゾーンおよび埋蔵室内には立ち入ることができません。

また、埋蔵された焼骨を一時的に取り出すことはできません。

墓所位置照会（墓所の位置を氏名から検索し他人に教えること）について

お参りをされる方で墓所の位置がわからない方に対して、使用者や埋蔵者の氏名からお墓の位置を検索して、お墓の位置を地図上に案内する業務です。

この案内を不要とされる使用者の方は、届出をしていただくことで、墓所位置照会を停止することができます。

【墓所位置照会業務を停止した場合の対応について】

- ・虹の丘の場所の問い合わせにのみ対応します。
（氏名での検索は原則として行いませんので、お参りされる方には使用者からあらかじめ虹の丘に埋蔵されていることをお伝えください）
- ・使用に関すること等のお問合せ対応は窓口（対面）のみとなり、電話での対応はできません。（お問合せの際には墓所使用者であることの本人確認書類（使用者が死亡している場合は使用者の祭祀を主宰していることの証明）が必要です）

（墓所位置照会業務停止に必要な書類）

- ・墓所位置照会業務に関する届出書
- ・墓所使用者本人であることが確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

個人情報の取扱いについて

墓地、埋葬等に関する法律の規定に基づく帳簿を管理することを目的として必要な個人情報を、使用者の皆様から提供いただいております。

提供いただきました個人情報（プライバシー）につきましては、飯盛霊園組合個人情報保護法施行条例等により上記の目的の範囲のみ利用し、大切に保管しております。

その他

- ・虹の丘への焼骨の埋蔵が不要となった場合は、使用許可の取消手続が必要です。
- ・虹の丘に焼骨を埋蔵していない場合で、使用者が使用許可の取消しの申出をしたときは、既納の使用料の2分の1の額を還付します。（ふるさと納税による使用許可の場合、還付はありません）
- ・虹の丘に埋蔵された焼骨は、返還できません。ただし、個別安置の焼骨について個別安置の期限内に返還の申出があった場合に限り、使用許可を取り消し、焼骨を返還することができます。
- ・次のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことがあります。
 - （1）許可を受けた目的以外に使用したとき。
 - （2）条例の規定又は条例の規定に基づく指示に違反したとき。
 - （3）許可の申請に偽りがあったとき。
 - （4）（1）から（3）までのほか、虹の丘の管理上支障があると認められるとき。

なお、使用の許可が取り消されたときは、指定する期日までに焼骨を引き取っていただくこととなります。

飯盛霊園条例（抜粋）

第3章 合葬式墓所

（構成）

第23条 合葬式墓所は、次に掲げる施設をもって構成する。

- （1） 合葬施設
- （2） 個別安置施設
- （3） 記名板

（使用者の資格）

第24条 合葬式墓所を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 関係市に住所を有する者であり、自己の死後にその焼骨の埋蔵を希望する者
- （2） 関係市に住所を有する者であり、埋蔵すべき焼骨を所持する者
- （3） 飯盛霊園の個別墓所の使用者
- （4） 死亡時において関係市に住所を有していた者の焼骨を所持する者

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めるときは、別に使用者の資格を定めることができる。

（使用許可）

第25条 合葬式墓所を使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の許可をするに当たり、霊園の管理上必要な条件を付すことができる。
- 3 管理者は、第1項の許可を受けた者（以下この章において「使用者」という。）に対し、使用許可書を交付する。

（埋蔵物の制限等）

第26条 合葬式墓所には、前条第1項の許可に係る焼骨以外の物を埋蔵してはならない。

- 2 管理者の指定する区域には、合葬式墓所の管理に従事する者以外の者は、立ち入ることができない。
- 3 個別安置施設に埋蔵する焼骨の容器は、規則で定める基準に適合したものでなければならない。

（記名板）

第27条 管理者は、記名板の使用許可を受けた者の埋蔵申請書を受理したときは、記名板に規則で定める刻字をするものとする。

（公募）

第28条 管理者は、合葬式墓所を使用させようとするときは、使用しようとする者を公募するものとする。

（使用料）

第29条 合葬式墓所を使用しようとする者は、別表第6に掲げる使用料（以下この章において「使用料」という。）を使用許可の際に納付しなければならない。

- 2 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2及び同法第314条の7並びに所得税法（昭和40年法律第33号）第78条の規定に基づき、関係市に寄附を行い合葬式墓所の合葬施設の使用を返礼品として選択した場合の使用料は、前項の規定による合葬施設の使用料を納付したものであるものとする。
- 3 管理者は、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

（既納の使用料の不還付）

第30条 既納の使用料は、還付しない。ただし、合葬式墓所に焼骨を埋蔵していない場合で、使用者が第33条第1項の規定による届出をしたときは、前条第1項の規定による既納の使用料の100分の50に相当する額を還付することができる。

（焼骨の埋蔵等）

第31条 合葬式墓所に焼骨を埋蔵しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 第24条第1項第1号に該当して第25条第1項の規定による許可を受けた者は、自己の死後にその焼骨が合葬式墓所に埋蔵されるよう、あらかじめ必要な措置を講じなければならない。

3 合葬式墓所に埋蔵された焼骨は、返還しない。ただし、個別安置施設に埋蔵された焼骨について第33条第1項に規定する届出があった場合は、この限りでない。

(使用許可書の再交付等及び手数料)

第32条 第25条第3項に規定する使用許可書を紛失し、又は汚損したときは、管理者に再交付の申請をすることができる。

2 合葬式墓所の個別安置施設に埋蔵された焼骨を他の墓地等に改葬し、又は分骨しようとする者は、埋蔵証明書の交付を受けなければならない。

3 管理者は、前2項に規定する使用許可書の再交付又は埋蔵証明書の交付をするときは、別表第7に掲げる合葬式墓所手数料を徴収する。

(使用の中止)

第33条 使用者は、合葬式墓所の使用が不要になったときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る合葬式墓所を使用する権利は、消滅する。

3 第1項の規定により届出を行った者のうち、焼骨を個別安置施設に埋蔵している者は、管理者の指定する期日までに当該焼骨を引き取らなければならない。

(施設の場所等の変更)

第34条 管理者は、合葬式墓所の管理その他の事業執行上必要があるときは、施設の場所又は形状を変更することができる。

(使用許可の取消し等)

第35条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、合葬式墓所の使用許可を取り消すことができる。

(1) 許可を受けた目的以外に合葬式墓所を使用したとき。

(2) 合葬式墓所を使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。

(3) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。

2 前項の規定により合葬式墓所の使用許可を取り消された者は、合葬式墓所の個別安置施設に埋蔵された焼骨を管理者の指定する期日までに引き取らなければならない。

(焼骨の改葬)

第36条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、合葬式墓所に埋蔵された焼骨の改葬を行うことができる。

(1) 前条第2項の規定による焼骨の引取りがなされないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、合葬式墓所の管理上必要があるとき。